

令和5年第11回定例会

議案等参考資料

1 議案第 2 号関係

令和6年度おいらせ町奨学資金貸付事業 貸与額(案)

令和5年11月22日

(1) 現行貸付内容(令和5年度募集内容)

単位: 人数 人、貸与金額 千円

学校区分 内訳	高等学校		短大・専門学校		大学・大学院		年間合計		備 考
	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与年額	
	2	10	5	30	12	40	19	7,800	

※奨学資金基金残高 119,065,152 円(令和4年度末残高:前年度比較 2,889,282円増)

(2) 試算結果(令和5年度~令和26年度)

単位: 人数 人、貸与金額 千円

学校区分 ケースNo.	高等学校		短大・専門学校		大学・大学院		年間合計		備 考
	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与月額	人数	貸与年額	
1 (現行)	2	10	5	30	12	40	19	7,800	・現行のまま継続するとR17年度に基金残高が11,027千円となりますが、R18年度から基金残高が徐々に増加し、基金残高が10,000千円を下回らない見込み。
2	2	10	4	30	13	40	19	7,920	・大学1人増・短大1人減して、貸与総額を7,920千円にするとR13年度に最低基金残高17,591千円となり、R14年度には10,000千円を下回る。
3	2	10	6	30	12	40	20	8,160	・短大1人増して、貸与総額を8,160千円にするとR13年度に最低基金残高14,807千円となり、R14年度には10,000千円を下回る。

【補 足】

①学校区分による貸与期間は下記のとおり。

- ・高等学校…貸与3年間
- ・短大・専門学校…貸与3年間(うち高等専門学校:貸与5年間(3年に1人のペースで試算))
- ・大学・大学院…貸与4年間

②償還(返還)期間は、『貸与年数×2以内の期間』

(すでに貸付している者で、貸付期間が5年を超える場合は、10年)

(3) 過去5箇年の決定実績(各年度新規奨学生)

単位: 人数 人、貸与金額 千円

学校区分 年度	高等学校		短大・専門学校		大学・大学院		年間合計		備 考
	人数	貸与年額	人数	貸与年額	人数	貸与年額	人数	貸与年額	
H31/R1	0	0	1	360	2	960	3	1,320	募集内容(各人数以内) 大10人、短6人 高2人 ※辞退者除く
R2	0	0	2	720	9	4,200	11	4,920	募集内容(各人数以内) 大10人、短6人 高2人 ※6月に追加募集を実施し、3名応募有り。
R3	0	0	2	720	7	3,360	9	4,080	募集内容(各人数以内) 大12人、短5人 高2人 ※8月に追加募集を実施し、2名応募有り。
R4	0	0	0	0	7	3,360	7	3,360	募集内容(各人数以内) 大12人、短5人 高2人 ※大学院1名は貸与期間2年
R5	0	0	3	1,080	5	2,400	8	3,480	募集内容(各人数以内) 大12人、短5人 高2人 ※専門学校1名は貸与期間4年
平均人数	0		1.6		6		7.6	3,432	

令和6年度 おいらせ町奨学生募集

おいらせ町では、特に優れた資質を持ちながら経済的理由によって修業が著しく困難な方に対し、奨学資金の貸与を行い、有用な人材育成をめざしています。

ご質問やご不明な点がありましたら、裏面問い合わせ先までご連絡ください。

1. 申請資格

- (1) 1年以上町内に住所を有している方の子弟
- (2) 学業に優れ、勉学意欲のある方
- (3) 家族が過去3年分の税金を滞納していない方
- (4) 日本学生支援機構奨学金二種の家計基準に該当する方

2. 貸与月額限度額及び人数

- | | | |
|----------------|-----------|-------|
| (1) 大学、大学院 | 40,000円以内 | 12人以内 |
| (2) 高専、短大、専門学校 | 30,000円以内 | 5人以内 |
| (3) 高等学校 | 10,000円以内 | 2人以内 |

※貸与人数は予定であり、変更になる場合があります。

3. 償還期間

卒業月の1年後から貸与期間の2倍の期間（貸与期間が5年以上の場合は10年）以内に、全額償還（無利子）してください。

4. 必要なもの

(1) 申込書（学務課で配付、町ホームページからダウンロードできます。）

(2) 印鑑（本人の認印）

(3) 成績証明書

- ・大学、大学院……高校3年間
- ・短大、専門学校……高校3年間
- ・高専、高等学校……中学校3年間

(4) 合格通知書又は在学証明書

(5) 進学後の学費等がわかる資料（募集要項等）

(6) 令和5年度所得課税（非課税）証明書（世帯全員分）

(7) 過去3年度分の納税証明書（世帯全員の令和5、令和4、令和3年度分）

※税金の種類～市町村民県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税
（課税されてない税金の証明書は不要です。）

(8) 連帯保証人承諾書（学務課で配付、町ホームページからダウンロードできます。）

(9) 連帯保証人承諾者（父母等以外の者）の令和5年度所得課税証明書

※連帯保証人（2名）は、本人が計画どおり償還できない場合、償還請求され、本人に代わって納めていただくこととなります。父母等以外の「連帯保証人」は、独立の生計を営み、償還能力（年収が貸与予定総額以上）がある方に限ります。

（裏面あり）

5. 申込受付期間 令和6年3月1日(金)～3月22日(金)
午前8時30分～午後5時(土日、祝日除く)
6. 申込場所 おいらせ町教育委員会 学務課 (役場分庁舎2階)
7. その他
- (1) 貸与する者の決定については、4月開催の「おいらせ町奨学生選考委員会」で行います。
 - (2) 選考委員会の結果は、個人通知します。
 - (3) 貸与が決定した場合は、誓約書、口座振込申出書、在学証明書等を提出していただきます。
(誓約書には、連帯保証人の実印の押印及び印鑑証明書を添付していただきます。)
 - (4) 貸与決定後の第1回目の奨学貸付金の振込みは、5月下旬から6月上旬の予定です。

【 問い合わせ先 】

おいらせ町教育委員会 学務課 (役場分庁舎2階)
所在地：おいらせ町上明堂60-6
電話番号：0178-56-4258 (課直通)

2 議案第 3 号関係

(1) おいらせ町公民館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現 行																																																																																								
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>おいらせ町立中央公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>1号 (1階、2階)</td> <td>1時間 210円</td> </tr> <tr> <td>2号 (1階)</td> <td>1時間 210円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <p>おいらせ町立北公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>礼法室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>おいらせ町立東公民館使用料</p>			区分	単位	使用料	講堂	1時間	210円	大広間	1時間	210円	和室	1号 (1階、2階)	1時間 210円	2号 (1階)	1時間 210円	小会議室	1時間	210円	講習室	1時間	210円	調理室	1時間	210円	区分	単位	使用料	講堂	1時間	720円	会議室	1時間	210円	礼法室	1時間	210円	実習室	1時間	210円	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 教育委員会は、公益上特に必要があると認められたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第1 (第8条関係)</p> <p>おいらせ町立中央公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>1号 (1階、2階)</td> <td>1時間 210円</td> </tr> <tr> <td>2号 (1階)</td> <td>1時間 210円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷暖房料</td> <td>講堂・大広間</td> <td>1時間 420円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</p> <p>別表第2 (第8条関係)</p> <p>おいらせ町立北公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>礼法室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷暖房料</td> <td>講堂</td> <td>1時間 420円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</p> <p>別表第3 (第8条関係)</p> <p>おいらせ町立東公民館使用料</p>			区分	単位	使用料	講堂	1時間	630円	大広間	1時間	630円	和室	1号 (1階、2階)	1時間 210円	2号 (1階)	1時間 210円	小会議室	1時間	210円	講習室	1時間	210円	調理室	1時間	210円	冷暖房料	講堂・大広間	1時間 420円	その他	1時間 100円	区分	単位	使用料	講堂	1時間	630円	会議室	1時間	210円	礼法室	1時間	210円	実習室	1時間	210円	冷暖房料	講堂	1時間 420円	その他	1時間 100円
区分	単位	使用料																																																																																									
講堂	1時間	210円																																																																																									
大広間	1時間	210円																																																																																									
和室	1号 (1階、2階)	1時間 210円																																																																																									
	2号 (1階)	1時間 210円																																																																																									
小会議室	1時間	210円																																																																																									
講習室	1時間	210円																																																																																									
調理室	1時間	210円																																																																																									
区分	単位	使用料																																																																																									
講堂	1時間	720円																																																																																									
会議室	1時間	210円																																																																																									
礼法室	1時間	210円																																																																																									
実習室	1時間	210円																																																																																									
区分	単位	使用料																																																																																									
講堂	1時間	630円																																																																																									
大広間	1時間	630円																																																																																									
和室	1号 (1階、2階)	1時間 210円																																																																																									
	2号 (1階)	1時間 210円																																																																																									
小会議室	1時間	210円																																																																																									
講習室	1時間	210円																																																																																									
調理室	1時間	210円																																																																																									
冷暖房料	講堂・大広間	1時間 420円																																																																																									
	その他	1時間 100円																																																																																									
区分	単位	使用料																																																																																									
講堂	1時間	630円																																																																																									
会議室	1時間	210円																																																																																									
礼法室	1時間	210円																																																																																									
実習室	1時間	210円																																																																																									
冷暖房料	講堂	1時間 420円																																																																																									
	その他	1時間 100円																																																																																									

改正案			現行			
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料	
ホール	1時間	720円	ホール	1時間	630円	
和室A	1時間	210円	和室A	1時間	210円	
和室B	1時間	210円	和室B	1時間	210円	
小会議室	1時間	210円	小会議室	1時間	210円	
調理室	1時間	210円	調理室	1時間	210円	
会議室A	1時間	210円	会議室A	1時間	210円	
会議室B	1時間	210円	会議室B	1時間	210円	
			冷暖房	ホール	1時間	420円
			料	その他	1時間	100円
			備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。			

(2) おいらせ町民交流センター条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案										現 行																																																																																																																													
<p>(使用料)</p> <p>第9条 交流センターの使用料(以下「使用料」という。)は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p><u>おいらせ町民交流センター使用料</u></p> <p>(1時間当たり)</p>										<p>(使用料)</p> <p>第9条 交流センターの使用料(以下「使用料」という。)は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>別表第1 (第9条関係)</p> <p><u>おいらせ町民交流センター使用料</u></p> <p>(1時間当たり)</p>																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">興行に類さないもの</th> <th colspan="3">興行又は貸切りに類するもの</th> <th colspan="2">貸切りに類しない場合</th> </tr> <tr> <th colspan="2">料金徴収無し</th> <th colspan="2">料金徴収あり</th> <th rowspan="2">子ども</th> <th rowspan="2">大人</th> <th rowspan="2">50円</th> <th rowspan="2">100円</th> </tr> <tr> <th>一般利用</th> <th>減免団体利用</th> <th>一般利用</th> <th>減免団体利用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>全</td> <td>2,350円</td> <td>免除</td> <td>4,700円</td> <td>1,170円</td> <td></td> <td>17,620円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ナ</td> <td>半</td> <td>1,170円</td> <td>免除</td> <td>2,340円</td> <td>580円</td> <td></td> <td>8,770円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小ホ</td> <td>ホ</td> <td>3,140円</td> <td>免除</td> <td>5,240円</td> <td>1,570円</td> <td></td> <td>15,710円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td>210円</td> <td>免除</td> <td></td> <td>100円</td> <td></td> <td>420円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	興行に類さないもの				興行又は貸切りに類するもの			貸切りに類しない場合		料金徴収無し		料金徴収あり		子ども	大人	50円	100円	一般利用	減免団体利用	一般利用	減免団体利用	ア	全	2,350円	免除	4,700円	1,170円		17,620円	50円	100円	ナ	半	1,170円	免除	2,340円	580円		8,770円			小ホ	ホ	3,140円	免除	5,240円	1,570円		15,710円			研修室		210円	免除		100円		420円			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">貸切りの場合</th> <th colspan="2">貸切りでない場合</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">保健体育を目的としたもの</th> <th colspan="2">興行に類さないもの</th> <th colspan="2">興行又はこれに類するもの</th> <th rowspan="2">子ども</th> <th rowspan="2">大人</th> </tr> <tr> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>全</td> <td>1,050円</td> <td>全</td> <td>2,100円</td> <td>全</td> <td>4,190円</td> <td>全</td> <td>15,710円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>ナ</td> <td>片</td> <td>520円</td> <td>片</td> <td>1,050円</td> <td>片</td> <td>2,100円</td> <td>片</td> <td>7,860円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小ホ</td> <td></td> <td>1,050円</td> <td></td> <td>3,140円</td> <td></td> <td>5,240円</td> <td></td> <td>15,710円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td>210円</td> <td></td> <td>210円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>420円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	貸切りの場合						貸切りでない場合		保健体育を目的としたもの	興行に類さないもの		興行又はこれに類するもの		子ども	大人	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	ア	全	1,050円	全	2,100円	全	4,190円	全	15,710円	50円	100円	ナ	片	520円	片	1,050円	片	2,100円	片	7,860円	50円	100円	小ホ		1,050円		3,140円		5,240円		15,710円			研修室		210円		210円				420円		
区分	興行に類さないもの					興行又は貸切りに類するもの			貸切りに類しない場合																																																																																																																														
	料金徴収無し		料金徴収あり			子ども	大人	50円	100円																																																																																																																														
	一般利用	減免団体利用	一般利用	減免団体利用																																																																																																																																			
ア	全	2,350円	免除	4,700円	1,170円		17,620円	50円	100円																																																																																																																														
ナ	半	1,170円	免除	2,340円	580円		8,770円																																																																																																																																
小ホ	ホ	3,140円	免除	5,240円	1,570円		15,710円																																																																																																																																
研修室		210円	免除		100円		420円																																																																																																																																
区分	貸切りの場合						貸切りでない場合																																																																																																																																
	保健体育を目的としたもの	興行に類さないもの		興行又はこれに類するもの		子ども	大人																																																																																																																																
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収する場合																																																																																																																																		
ア	全	1,050円	全	2,100円	全	4,190円	全	15,710円	50円	100円																																																																																																																													
ナ	片	520円	片	1,050円	片	2,100円	片	7,860円	50円	100円																																																																																																																													
小ホ		1,050円		3,140円		5,240円		15,710円																																																																																																																															
研修室		210円		210円				420円																																																																																																																															
<p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。</p> <p>2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。</p>										<p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。</p> <p>2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。</p>																																																																																																																													

改正案	現 行																																	
<u>3 子どもは、中学生以下をいう。</u>	<u>3 町外利用者は、各使用料の倍額とする。</u>																																	
<u>4 子どもは、中学生以下をいう。</u>	<u>4 子どもは、中学生以下をいう。</u>																																	
別表第2（第9条関係） 附属設備等使用料	別表第2（第9条関係） 照明使用料及び冷暖房料 （1時間当たり）																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 70%;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング器具</td> <td>1回</td> <td>1人 100円</td> </tr> <tr> <td>各種スポーツ器具</td> <td>1回</td> <td>1組 100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	トレーニング器具	1回	1人 100円	各種スポーツ器具	1回	1組 100円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2" rowspan="2" style="width: 30%;">照明使用料（貸切り）</th> <th colspan="2" style="width: 60%;">冷暖房料（貸切り）</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">入場料を徴収しない場合</th> <th style="width: 20%;">入場料を徴収する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">アリーナ</td> <td>全面</td> <td>3,140円</td> <td rowspan="2">520円</td> <td rowspan="2">1,050円</td> </tr> <tr> <td>片面</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>520円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">/</td> <td>100円</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	照明使用料（貸切り）		冷暖房料（貸切り）		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	アリーナ	全面	3,140円	520円	1,050円	片面	1,570円	小ホール	/		520円	1,050円	研修室	/		100円	210円
区分	単位	使用料																																
トレーニング器具	1回	1人 100円																																
各種スポーツ器具	1回	1組 100円																																
区分	照明使用料（貸切り）		冷暖房料（貸切り）																															
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																														
アリーナ	全面	3,140円	520円	1,050円																														
	片面	1,570円																																
小ホール	/		520円	1,050円																														
研修室	/		100円	210円																														
備考 <u>トレーニング器具利用は、中学生以上とする。ただし、中学生は保護者同伴とする。</u>	備考 <u>保健体育に利用する場合には、各使用料の2分の1とする。</u>																																	
	別表第3（第9条関係） 附属設備等使用料																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">単位</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">入場料を徴収しない場合（貸切り）</th> </tr> <tr> <th style="width: 30%;">入場料を徴収する場合（貸切り）</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台照明器具</td> <td>1時間</td> <td>520円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング器具</td> <td>1回</td> <td>1人 100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種スポーツ器具</td> <td>1回</td> <td>1組 100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送装置</td> <td>1回</td> <td>1式 2,100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	入場料を徴収しない場合（貸切り）		入場料を徴収する場合（貸切り）		舞台照明器具	1時間	520円	1,050円	トレーニング器具	1回	1人 100円		各種スポーツ器具	1回	1組 100円		放送装置	1回	1式 2,100円												
区分	単位			入場料を徴収しない場合（貸切り）																														
		入場料を徴収する場合（貸切り）																																
舞台照明器具	1時間	520円	1,050円																															
トレーニング器具	1回	1人 100円																																
各種スポーツ器具	1回	1組 100円																																
放送装置	1回	1式 2,100円																																
	備考 <u>1 トレーニング器具利用は、中学生以上とする。ただし、中学生は父兄同伴とする。</u> <u>2 町外利用者は、各使用料の倍額とする。</u>																																	

(3) おいらせ町いちょう公園体育館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案		現 行																																																																																														
<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用料は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>		<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用料は、別表第1から別表第3までに定めるところによる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があるとき、その申請により前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p>																																																																																														
<p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>体育館使用料 (1時間当たり)</p>		<p>別表第1 (第9条関係)</p> <p>体育館使用料</p>																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">興行に類さないもの</th> <th colspan="3">興行又は貸切りに類するもの</th> </tr> <tr> <th colspan="2">料金徴収無し</th> <th colspan="2">料金徴収あり</th> <th colspan="3">は興行できない場合</th> </tr> <tr> <th>一般利用</th> <th>減免団体利用</th> <th>一般利用</th> <th>減免団体利用</th> <th>子ども</th> <th>大人</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技場</td> <td>全面</td> <td>2,350円</td> <td>免除</td> <td>4,700円</td> <td>1,170円</td> <td>17,620円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半面</td> <td>1,170円</td> <td>免除</td> <td>2,340円</td> <td>580円</td> <td>8,770円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td></td> <td>210円</td> <td>免除</td> <td>420円</td> <td>100円</td> <td>420円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室(大)</td> <td></td> <td>210円</td> <td>免除</td> <td></td> <td>100円</td> <td>420円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	興行に類さないもの				興行又は貸切りに類するもの			料金徴収無し		料金徴収あり		は興行できない場合			一般利用	減免団体利用	一般利用	減免団体利用	子ども	大人		競技場	全面	2,350円	免除	4,700円	1,170円	17,620円	50円	100円		半面	1,170円	免除	2,340円	580円	8,770円			レクリエーションホール		210円	免除	420円	100円	420円			会議室(大)		210円	免除		100円	420円			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">保健体育を目的としたもの</th> <th colspan="2">貸切りの場合</th> <th colspan="2">貸切りできない場合</th> </tr> <tr> <th>興行に類さないもの</th> <th>興行又はこれに類するもの</th> <th>子ども</th> <th>大人</th> </tr> <tr> <th>入場料を徴収しない場合</th> <th>入場料を徴収する場合</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技場</td> <td>1,050円</td> <td>2,100円</td> <td>4,190円</td> <td>15,710円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td>210円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>会議室(大)</td> <td>210円</td> <td>210円</td> <td>420円</td> <td>420円</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	保健体育を目的としたもの	貸切りの場合		貸切りできない場合		興行に類さないもの	興行又はこれに類するもの	子ども	大人	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合			競技場	1,050円	2,100円	4,190円	15,710円	50円	100円	レクリエーションホール	210円				50円	100円	会議室(大)	210円	210円	420円	420円	50円	100円
区分	興行に類さないもの				興行又は貸切りに類するもの																																																																																											
	料金徴収無し		料金徴収あり		は興行できない場合																																																																																											
	一般利用	減免団体利用	一般利用	減免団体利用	子ども	大人																																																																																										
競技場	全面	2,350円	免除	4,700円	1,170円	17,620円	50円	100円																																																																																								
	半面	1,170円	免除	2,340円	580円	8,770円																																																																																										
レクリエーションホール		210円	免除	420円	100円	420円																																																																																										
会議室(大)		210円	免除		100円	420円																																																																																										
区分	保健体育を目的としたもの	貸切りの場合		貸切りできない場合																																																																																												
		興行に類さないもの	興行又はこれに類するもの	子ども	大人																																																																																											
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																																																																																													
競技場	1,050円	2,100円	4,190円	15,710円	50円	100円																																																																																										
レクリエーションホール	210円				50円	100円																																																																																										
会議室(大)	210円	210円	420円	420円	50円	100円																																																																																										
<p>備考</p> <p>1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。</p> <p>2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。</p>		<p>備考</p> <p>1 使用料は、1時間当たりの額である。</p> <p>2 競技場の半面利用の場合は、各使用料の2分の1とする。</p>																																																																																														

改正案	現行																					
<p data-bbox="231 275 683 309">3 <u>子どもは、中学生以下をいう。</u></p> <p data-bbox="172 622 470 656">別表第2（第9条関係）</p> <p data-bbox="199 674 430 707">附属器具等使用料</p> <table border="1" data-bbox="172 716 794 813"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料（各1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種スポーツ用具</td> <td>1組</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	種類	単位	使用料（各1回につき）	各種スポーツ用具	1組	100円	<p data-bbox="877 275 1436 403">3 <u>利用時間は、1時間未満であっても、1時間とし、準備と後始末の時間も含まれる。</u></p> <p data-bbox="877 421 1428 454">4 <u>町外利用者は、各使用料の倍額とする。</u></p> <p data-bbox="877 472 1348 506">5 <u>子どもとは、中学生以下をいう。</u></p> <p data-bbox="877 524 1436 607">6 <u>照明を使用する場合は、別表第3に定める照明使用料を加算する。</u></p> <p data-bbox="821 622 1109 656">別表第2（第9条関係）</p> <p data-bbox="845 674 1077 707">附属器具等使用料</p> <table border="1" data-bbox="821 716 1436 862"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>使用料（各1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各種スポーツ用具</td> <td>1組</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>放送装置</td> <td>一式</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="821 898 1109 931">別表第3（第9条関係）</p> <p data-bbox="845 949 989 983">照明使用料</p> <table border="1" data-bbox="821 992 1436 1137"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>照明使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技場全面</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>競技場半面</td> <td>1,570円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="845 1155 901 1189">備考</p> <p data-bbox="877 1207 1412 1240">1 <u>使用料は、1時間当たりの額とする。</u></p> <p data-bbox="877 1258 1436 1341">2 <u>保健体育に利用する場合は、各使用料の2分の1の額とする。</u></p>	種類	単位	使用料（各1回につき）	各種スポーツ用具	1組	100円	放送装置	一式	2,100円	区分	照明使用料	競技場全面	3,140円	競技場半面	1,570円
種類	単位	使用料（各1回につき）																				
各種スポーツ用具	1組	100円																				
種類	単位	使用料（各1回につき）																				
各種スポーツ用具	1組	100円																				
放送装置	一式	2,100円																				
区分	照明使用料																					
競技場全面	3,140円																					
競技場半面	1,570円																					

(4) おいらせ阿光坊古墳館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行																																																																																																
(使用料の減免)	(使用料の減免)																																																																																																
第11条 教育委員会は、 <u>公益上その他特に必要</u> <u>があると認めるときは、規則で定めるところに</u> <u>より、前条の使用料を減額し、又は免除するこ</u> <u>とができる。</u>	第11条 教育委員会は、 <u>公益上特に必要がある</u> <u>と認められたときは、前条に規定する使用料を</u> <u>減額し、又は免除することができる。</u>																																																																																																
別表第2 (第10条関係)	別表第2 (第10条関係)																																																																																																
施設等使用料	施設等使用料																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備、器具名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>季節展示室</td> <td>1日</td> <td>1,050 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史展示室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>季節展示室冷暖房 料</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史展示室冷暖房 料</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体験学習室冷暖房 料</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロジェクター (スクリーン含 む)</td> <td>1台/ 日</td> <td>3,140 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示用パネル</td> <td>1枚/ 日</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示ケース</td> <td>1台/ 日</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油窯</td> <td>1台/ 日</td> <td>3,140 円</td> <td>灯油代実費 負担</td> </tr> <tr> <td>電気炉</td> <td>1台/ 日</td> <td>3,140 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設備、器具名	単位	使用料	備考	季節展示室	1日	1,050 円		歴史展示室	1時間	210円		体験学習室	1時間	210円		季節展示室冷暖房 料	1時間	100円		歴史展示室冷暖房 料	1時間	100円		体験学習室冷暖房 料	1時間	100円		プロジェクター (スクリーン含 む)	1台/ 日	3,140 円		展示用パネル	1枚/ 日	210円		展示ケース	1台/ 日	210円		灯油窯	1台/ 日	3,140 円	灯油代実費 負担	電気炉	1台/ 日	3,140 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備、器具名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>季節展示室</td> <td>1日</td> <td>1,050 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史展示室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体験学習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>季節展示室冷暖房 料</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史展示室冷暖房 料</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>体験学習室冷暖房 料</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プロジェクター (スクリーン含 む)</td> <td>1台/ 日</td> <td>3,140 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示用パネル</td> <td>1枚/ 日</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示ケース</td> <td>1台/ 日</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油窯</td> <td>1台/ 日</td> <td>3,140 円</td> <td>灯油代実費 負担</td> </tr> <tr> <td>電気炉</td> <td>1台/ 日</td> <td>3,140 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>町外使用者の使用料は倍額とする。</u></p>	設備、器具名	単位	使用料	備考	季節展示室	1日	1,050 円		歴史展示室	1時間	210円		体験学習室	1時間	210円		季節展示室冷暖房 料	1時間	100円		歴史展示室冷暖房 料	1時間	100円		体験学習室冷暖房 料	1時間	100円		プロジェクター (スクリーン含 む)	1台/ 日	3,140 円		展示用パネル	1枚/ 日	210円		展示ケース	1台/ 日	210円		灯油窯	1台/ 日	3,140 円	灯油代実費 負担	電気炉	1台/ 日	3,140 円	
設備、器具名	単位	使用料	備考																																																																																														
季節展示室	1日	1,050 円																																																																																															
歴史展示室	1時間	210円																																																																																															
体験学習室	1時間	210円																																																																																															
季節展示室冷暖房 料	1時間	100円																																																																																															
歴史展示室冷暖房 料	1時間	100円																																																																																															
体験学習室冷暖房 料	1時間	100円																																																																																															
プロジェクター (スクリーン含 む)	1台/ 日	3,140 円																																																																																															
展示用パネル	1枚/ 日	210円																																																																																															
展示ケース	1台/ 日	210円																																																																																															
灯油窯	1台/ 日	3,140 円	灯油代実費 負担																																																																																														
電気炉	1台/ 日	3,140 円																																																																																															
設備、器具名	単位	使用料	備考																																																																																														
季節展示室	1日	1,050 円																																																																																															
歴史展示室	1時間	210円																																																																																															
体験学習室	1時間	210円																																																																																															
季節展示室冷暖房 料	1時間	100円																																																																																															
歴史展示室冷暖房 料	1時間	100円																																																																																															
体験学習室冷暖房 料	1時間	100円																																																																																															
プロジェクター (スクリーン含 む)	1台/ 日	3,140 円																																																																																															
展示用パネル	1枚/ 日	210円																																																																																															
展示ケース	1台/ 日	210円																																																																																															
灯油窯	1台/ 日	3,140 円	灯油代実費 負担																																																																																														
電気炉	1台/ 日	3,140 円																																																																																															

公共施設使用料及び減免基準の見直しについて

1. 趣旨

財政運営条例及び基本計画の具体的な取組施策として位置づけられている使用料の見直しについて、施設利用による住民サービスの維持向上を踏まえた適正な使用料設定及び減免規定の運用に向け、令和6年4月1日を施行日とする条例改正を行い、施設利用に係る公平性の確保と受益者負担の適正化を実施するものです。

おいらせ町財政運営に関する条例 第10条 使用料等の見直し

➡ 町は、使用料、手数料、負担金等に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。

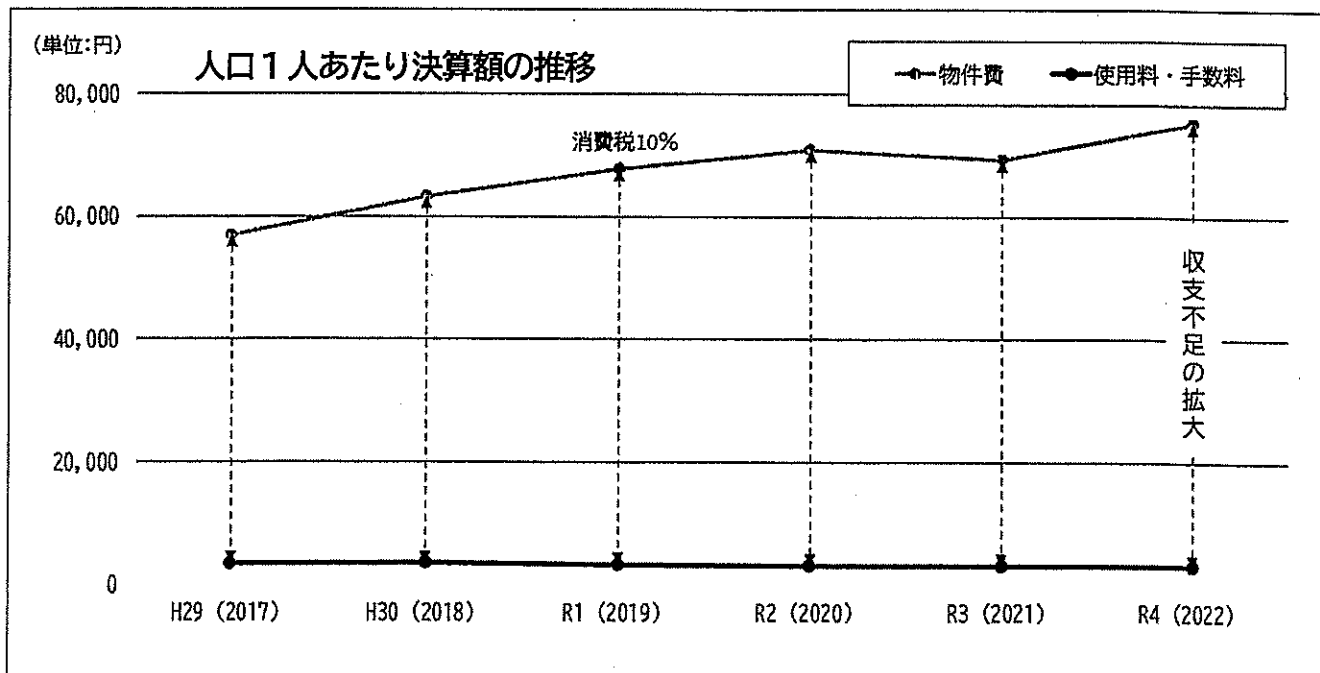
第2次おいらせ町総合計画 前期 基本計画（2019年度～2023年度）

➡ 7-1-4 健全な財政基盤の確保

③ 受益者負担の原則に基づき、各種行政サービスに係る使用料・手数料について、必要に応じ見直しをし、自主財源の確保に努めます。

2. 見直しの背景・経緯

(1) 当町は、使用料設定に関する統一基準がなく、多くの使用料は合併協議の中で旧町の使用料を引き継いで設定されたものです。おいらせ町発足以降、令和元(2019)年6月の消費税率改正に伴う使用料改正を除き、使用料収入と施設の維持管理費との関係を主眼にした使用料の見直し・検証は行っておらず、使用料では補えない収支不足は拡大傾向にあります。



受益者負担比率の比較

(2) 当町の経常費用に対する経常収入の割合(受益者負担比率)は、右図のとおり過去5年平均値は1.7%と、いずれの平均値を下回る低水準にあります。

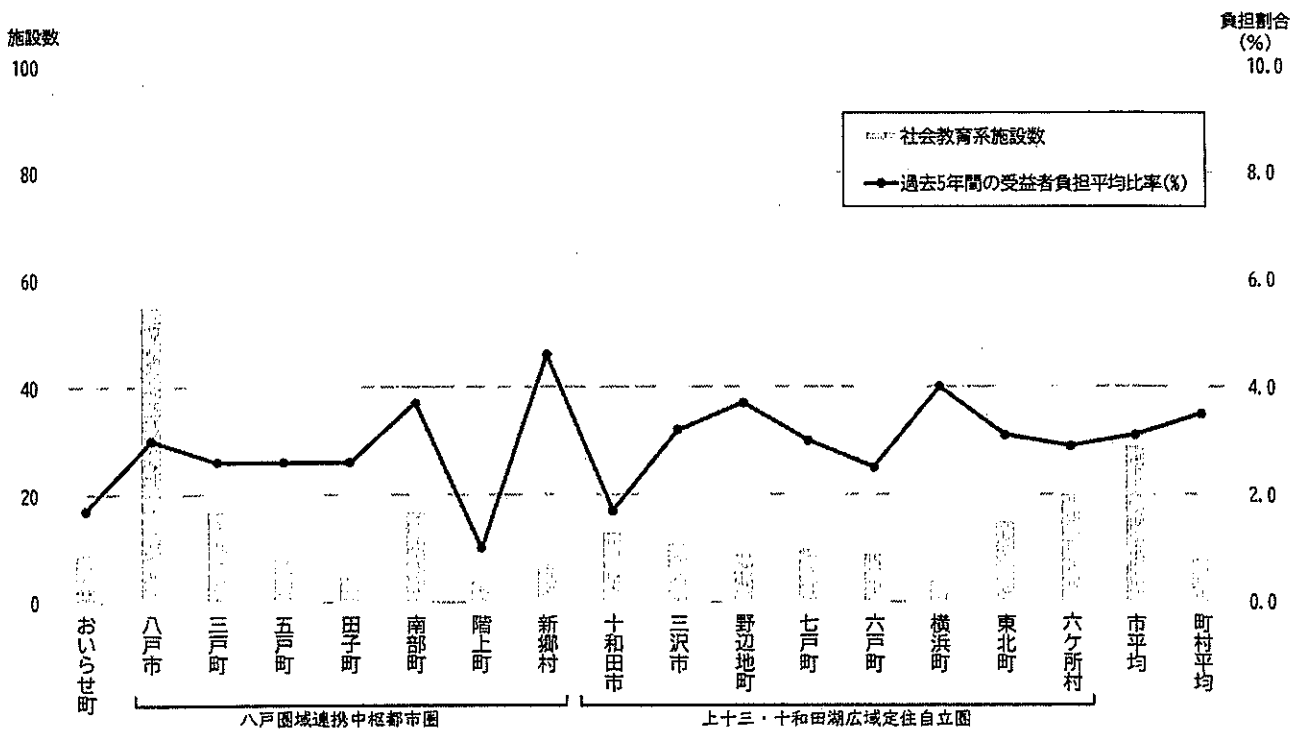
残りの約98%は、公費で負担しているため、結果として施設の非利用者を含む町民の税金で負担している割合が高い状態です。

団体名	過去5年平均値(H28-R2)
おいらせ町	1.7%
青森県	4.5%
青森県内40市町村	3.4%
八戸圏連携中枢都市圏 (県内の8市町村で構成)	2.7%
上十三・十和田湖広域定住自立圏 (県内の9市町村で構成)	2.9%
おいらせ町と人口や財政状況等が似ている団体	4.2%
同一人口規模の全国平均 (1万人から3万人人口の市町村)	5.0%
全国平均	5.2%

注1) 受益者負担率適正值は、2%~8%とされています。

注2) 全国人口規模及び全国平均はH30数値です。

県内における社会教育系施設数と受益者負担割合の比較



3. 見直しの具体的取り組み

当町における施設利用の対価として納める使用料の考え方（受益者負担）や、使用料の算定方法等の方針を示した「おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を策定し、受益者負担の原則に基づく適正な使用料設定と減免基準の見直しに取り組めます。

ア 基本方針に掲げる受益者負担の基本的な考え方

<p>受益者負担の 公平化</p>	<p>施設運営費用の大半は、公費で賄われています。その費用には、町の施設を利用しない人が納めた税金も含まれています。 施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を考慮し、施設の運営管理に必要な費用の一部を施設利用者から負担していただくことにより、施設の利用者と利用者以外の負担の公平性を確保します。</p>
<p>使用料算定方法の 明確化</p>	<p>使用料の設定は、町として一定の基準・算定方法のもとで算出します。 利用者に負担していただく一部の経費は、光熱水費や燃料費など日常的の維持管理費用(原価)とします。 また、施設の目的・性質に応じ、利用者負担と公費負担の割合(受益者負担割合)を設定します。</p>
<p>減免基準の 統一化</p>	<p>使用料の減額及び免除制度(以下「減免」という。)は、特例的な措置として設けられています。 使用料設定の意義が損なわれないよう、減免適用の判断は慎重に行う必要があるため、「おいらせ町公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則」を制定し減免基準を統一します。</p>

イ 基本方針の対象範囲

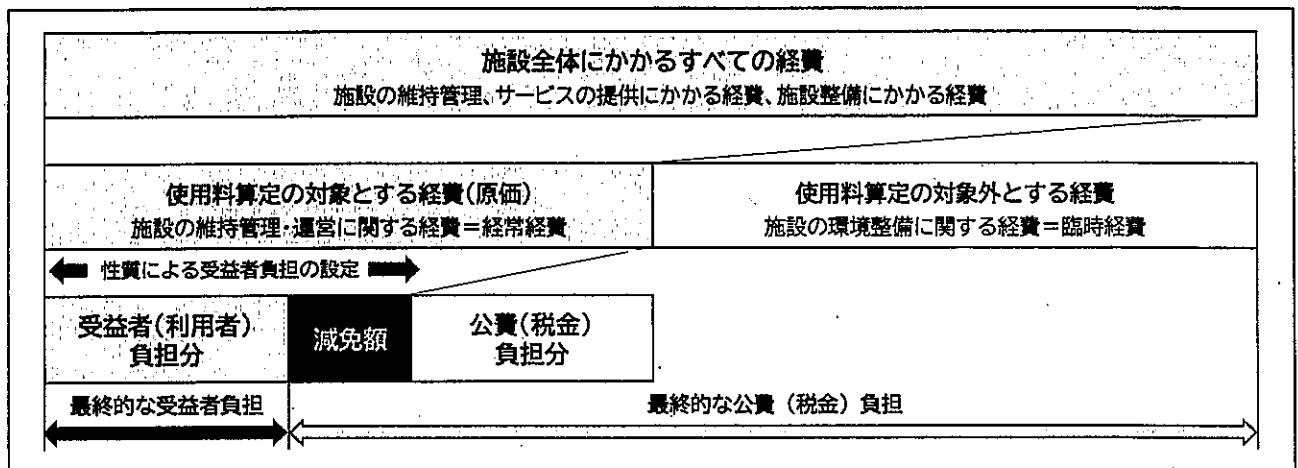
基本方針を適用する施設		基本方針の適用除外施設	
文化系施設	公民館（中央・東・北） 農村環境改善センター	法令等で使用料を徴収できない施設	道路、公園(占用以外)、 義務教育施設、図書館
社会教育系施設	阿光坊古墳館	法令等で算定方法や徴収基準に定めのある施設	病院、町営住宅、 児童クラブ
スポーツ施設	町民交流センター いちよう公園体育館	個別検討を要する施設	町民プール
観光レクリエーション施設	縄文の森イベントホール	公営企業法適用施設	病院、下水道
都市公園運動施設等	いちよう公園、下田公園内運動施設等	指定管理者制度の導入施設	みなくる館、 大山将棋記念館
保健・福祉施設	地域福祉・保健福祉センター、 老人福祉センター	一般貸出が困難な施設	味祭館、白鳥の家、創作の家、 勤労者研修センター、 集会所・コミュニティセンター

(1) 受益者負担の公平化

施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」の観点から、使用料算定の対象経費を定め、受益者負担の公平性を確保します。

使用料算定経費（原価）の考え方

利用者が一部を負担	施設の管理運営に従事する職員の人件費、光熱水費、燃料費など、日常の維持管理・運営に必要な費用（ランニングコスト）とします。
公費が全部を負担	町の財産整備に要する経費という観点から、工事請負費や備品購入費など施設の環境整備に必要な費用（イニシャルコスト）とします。



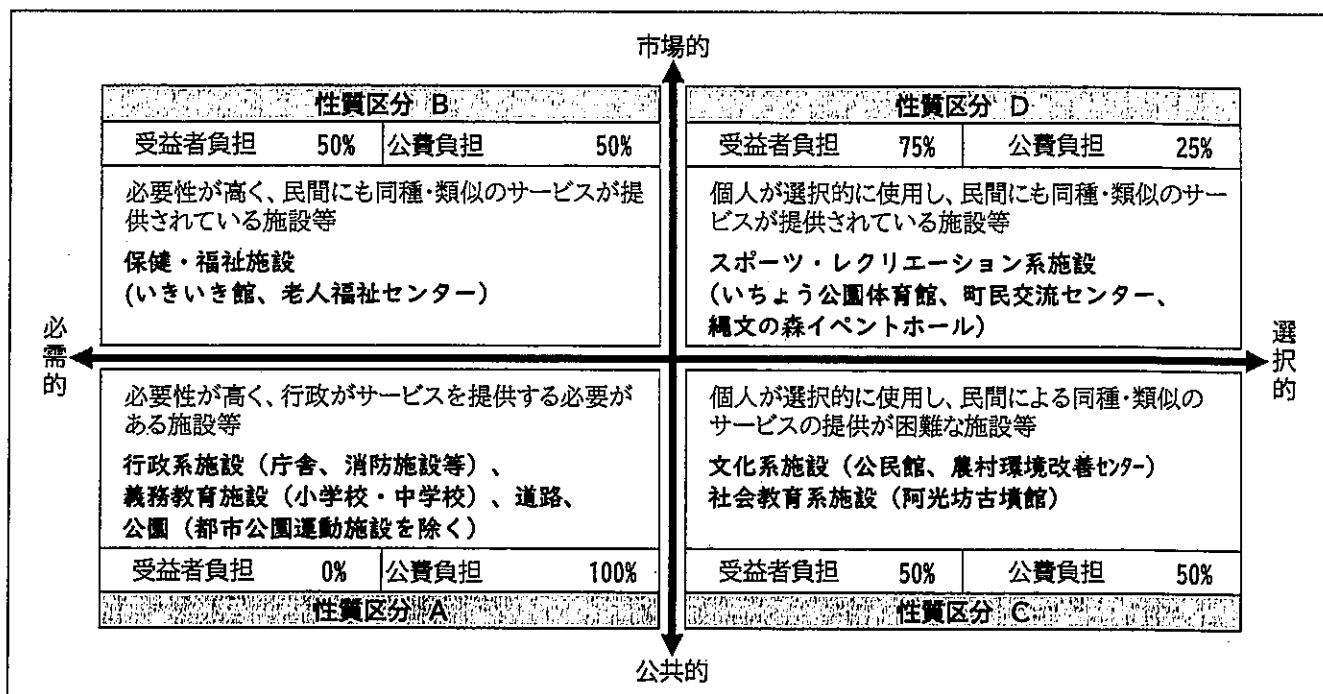
(2) 使用料算定方法の明確化

適正な使用料設定にあたり、貸出施設及び個人利用施設における使用料の標準的算定方法を明確にします。また、住民生活における「必要性（必需的か選択的か）」と、民間によるサービス提供の「代替性（公共的か市場的か）」の度合いにより施設を分類し、施設の目的・性質に応じた利用者負担と公費負担の割合を設定します。

使用料の算定方法

貸出施設の場合 (会議室、体育館等)	1室1時間あたりの使用料(円/h) =施設1㎡あたり原価(円)×貸部屋面積(㎡)×受益者負担(%)
個人利用施設の場合 (トレーニング室等)	1人あたり1回の使用料(円/h) =施設原価(円)÷年間利用者(人)×受益者負担(%)

受益者と公費負担の割合



(3) 減免基準の統一化

使用料の減額及び免除制度（以下「減免」という。）は、特例的な措置として設けられる制度ですが、現在、町の統一的な減免の基準は定められておらず、施設ごとに減免を判断・適用しています。

使用料設定の意義が損なわれないよう、町内公共施設共通の減免基準となる「おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則」を新たに制定し、基準を統一します。

減免の基準	減免対象	減免割合
1. 町又は町の執行機関が主催又は共催して使用する場合	使用料	全額免除
2. 国、県、地方公共団体及び官公署が、広く町民を対象とした公共的事業に使用する場合	使用料	全額免除
3. 町内の小学校、中学校が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
4. 町内の教育・保育施設が教育活動に使用する場合	使用料	全額免除
5. 町内の社会教育関係団体、文化団体、社会福祉関係団体、商工観光団体、町内会等がその目的達成のための活動に使用する場合	使用料	全額免除又は5割減額（※）
6. 町長が特に必要があると認める場合	使用料	町長が認める割合

※ 全額免除又は5割減額の考え方

施設の利用区分	入場料・参加料等の料金徴収	現行の減免運用	見直し後の減免運用
スポーツ施設を利用する場合	料金徴収 なし	全額免除	全額免除（変更なし）
	料金徴収 あり	全額免除	基本使用料の 5割減額
文化施設を利用する場合	料金徴収 なし	使用料 →全額免除	基本使用料の 5割減額 (見直し後の基本使用料は、 冷暖房料を統合した料金)
	料金徴収 あり	冷暖房料 →別途徴収 (減免対象外)	

(4) その他の見直し事項等

項目	主な内容
類似施設間の調整	<p>類似施設や同一規模等の類似施設の使用料は、施設の建築年数にかかわらず、利用用途及び規模に応じた同一の使用料を設定します。</p> <p>使用料設定にあたっては、使用料算定の平均額を当該区分の「基本使用料」として設定します。</p>
使用料の上限 又は 下限の設定	<p>使用料の見直しにより大幅な値上げになる場合は、施設利用の低下や利用者の過度な負担が想定されるため、激変緩和措置として現行使用料の<u>1.5倍を上限</u>とします。</p> <p>使用料算定の結果、現行使用料よりも低い金額となる場合は、財政状況(自主財源の確保)や受益者負担の現状を踏まえ、原則として現行使用料を下限額として設定します。</p>
わかりやすい 料金体系の設定	<p>八戸圏域連携中枢都市圏及び上十三・十和田湖広域定住自立圏域の相互利用促進の観点から、<u>町内・町外の料金格差(町外利用者の倍額料金設定)</u>を廃止します。</p> <p>使用料の算定基礎となる原価には、消費税相当額が含まれているため、使用料には消費税が含まれているものとします。また、使用料算定額のうち10円未満の端数は切り捨てし、1回又は1時間あたりの使用料算定額が100円に満たない場合は、原則100円とします。</p> <p>使用料の算定基礎となる原価には、施設の冷暖房や照明設備の使用に係る光熱水費が含まれているため、施設利用の際に使用を選択できる設備使用料(冷暖房使用料、照明使用料)は基本使用料に統合します。</p> <p>ただし、屋外スポーツ施設の照明設備は、特定の用途・時間によって使用されるため、使用の有無に応じた個別の料金設定とします【表参照】。</p>

【設備使用料の取り扱い】

設備の種類	主な施設	利用者の範囲	見直し後の取り扱い
冷暖房設備	会議室、講堂等	広範的 (一般的に使用)	使用料に含める
照明設備	屋内施設 (体育館、アリーナ、ホール等)	広範的 (一般的に使用)	使用料に含める
	屋外施設 (グラウンド、野球場等)	限定的 (夜間等に使用)	使用料に含めない (個別料金設定)

(5) 使用料及び減免基準の見直しに伴う増収見込額

今回の使用料及び減免基準の見直しにより、前年度比約200万円増収する見込みです。

区分	経常経費 (全施設原価)	使用料収入		
		見直し前	見直し後	増減
合計	1億1,130万円	414万円	625万円	211万円

【収入見込額の試算要件】

※1 使用料の見直しに伴う収入見込み額は、次の算定により試算しています。

収入見込み額 = 令和4年度収入済額(貸出部屋別) × 見直し後の使用料改定率

※2 減免基準の見直しに伴う収入見込み額は、次の要件により試算しています。

① 文化施設(減免団体が通常の活動として公民館を利用する場合)

減免団体が1週間あたり3回利用 × 1回2時間 × 月4週 × 12月

② スポーツ施設(減免団体が、大会参加料を徴収して大会を開催する場合)

【屋内施設】貸切8時間 × 2日間 × 月2回 × 12月

【屋外施設】貸切8時間 × 2日間 × 月2回 × 7月(4月~10月)

(6) 見直しのサイクル

使用料は、原則として3年毎に直近の原価(経常経費)を基に再算定を行い、利用者負担の適正化を図るとともに、町財政状況や社会経済情勢の変化等を考慮しながら検証を進めます。また、減免についても、使用料の見直しと併せて運用方法を見直します。ただし、利用料金制を採用している指定管理施設は、公募の公平性を確保するため指定管理者の選定期間に合わせて見直しを行います。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
R5 見直し	条例改正	条例施行 (1年目)	条例施行 (2年目)	条例施行 (3年目)			
R8 見直し	再算定期間 (直近過去3年分)			条例改正	条例施行 (1年目)	条例施行 (2年目)	条例施行 (3年目)

4. 改正条例の主な内容

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を提案し、改正が必要な施設条例を一括改正します。

(1) 減免規則の適用

各施設条例に独立した「使用料の減免」に関する条項を設け、おいらせ町公の施設の使用料の減免の基準に関する規則を適用する内容に統一します。

(使用料の減免)

第〇条 町長（または教育委員会は）、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、または免除することができる。

(2) 施設使用料単価の改正

- ◆ 使用料算定方法に基づき算出した使用料に改正します。わかりやすい料金体系にするため、類似施設は同一の使用料とします。
- ◆ 一部の施設については、従来の附属設備使用料（冷暖房使用料、照明使用料）を使用料に統合します。
- ◆ 町外利用者の使用料倍額規定を削除します。

5. 今後の予定

時 期	内 容
R5年11月21日	利用者団体説明会
R5年12月	おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の上程
R6年1月から3月まで	改正使用料及び減免基準等の周知（広報、町ホームページ、各施設）関係規則の整備
R6年4月1日	基本方針及び統一基準に基づく改正使用料及び減免の運用開始

参考：見直し後の改正使用料

① スポーツ施設 (アリーナ)

○上限設定 ※下限設定

施設名	貸出部屋名	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担	算定結果	措置適用	見直し後	増減
いちょう公園体育館	競技場(全面)	2,100	3,390	75%	2,540		2,350	250
町民交流センター	アリーナ(全面)	2,100	2,880	75%	2,160		2,350	250
見直しの結果	算定結果は適正と判断し、見直し後の使用料に改定します(2施設の算定結果平均額を適用)。							

② レクリエーション施設 (キャンプ場)

施設名	利用者区分	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担率	算定結果	措置適用	見直し後	増減
下田公園 キャンプ場	町民	310	-	75%	-		500	190
	町民以外	630	-	75%	-		500	▲ 130
見直しの結果	利用実績は、町外利用者 約9割、町内利用者 約1割です。令和4年度の使用料収入/実績件数の平均額及び町内料金の値上げを考慮の上、見直し後の使用料に改正します。							

③ 文化系施設 (ホール)

施設名	貸出部屋名	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担率	算定結果	措置適用	見直し後	増減
東公民館	ホール	630	1,320	50%	660		720	90
北公民館	講堂	630	1,150	50%	570		720	90
農村環境改善センター	多目的ホール	630	2,600	50%	1,300	○	720	90
見直しの結果	算定結果は適正と判断し、見直し後の使用料に改定します(3施設の算定結果平均額を適用)。							

④ 利用用途に基づき使用料を統一する施設

施設名	貸出部屋名	現行使用料	原価(円/h)	受益者負担率	算定結果	措置適用	見直し後	増減
中央公民館	和室	210	80	50%	40	※	210	0
	小会議室	210	130	50%	60	※	210	0
	講習室	210	250	50%	120	※	210	0
	講堂	630	760	50%	380		210	▲ 420
	大広間	630	260	50%	130	※	210	▲ 420
東公民館	和室	210	250	50%	120	※	210	0
	小会議室	210	150	50%	70	※	210	0
	会議室	210	150	50%	70	※	210	0
	調理室	210	130	50%	60	※	210	0
北公民館	会議室	210	250	50%	120	※	210	0
	礼法室	210	260	50%	130	※	210	0
	実習室	210	250	50%	120	※	210	0
農村環境改善センター	研修室(和室)	630	560	50%	280		210	▲ 420
	生活実習室	210	370	50%	180	※	210	0
いきいき館	集会室	520	460	50%	230		210	▲ 310
	集団指導室	520	210	50%	100		210	▲ 310
	栄養指導実習室	520	250	50%	120		210	▲ 310
老人福祉センター	創作活動室	100	190	50%	90		210	110
	栄養指導室	100	260	50%	130		210	110
	教養娯楽室	310	780	50%	390		210	▲ 100
見直しの結果	①中央公民館(講堂、大広間)：ホール料金から会議室料金に見直します。 ②農村環境改善センター(研修室)：ホール料金から会議室料金に見直します。 ③いきいき館、老人福祉センター：独自料金区分を見直します。							